#### 研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 元 年 6 月 2 6 日現在

機関番号: 34420

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2015~2018

課題番号: 15K03164

研究課題名(和文)「療養所入所者からみたハンセン病(らい)法制史」

研究課題名(英文)The law system history of leprosy viewed from the resident to the sanatorium

#### 研究代表者

和田 謙一郎(WADA, Kenichiro)

四天王寺大学・人文社会学部・教授

研究者番号:70342235

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2.300.000円

研究成果の概要(和文): 本研究の核心には、専門が異なる立場の3名がアプローチした。そして、らい(ハンセン病)患者であった者と医療従事者の各見解の検討を行った。 特に、らい法制に対する入所者の「語り」と療養所内の「一次資料」の分析を行った。法的解決と入所者の生活歴に対する思いの相違点は、戦前、戦中、敗戦後に分けて検討した。らい(ハンセン病)の不治の時代、治療可能な時代、ジレンマの時代、根治の時代、各法制の「またぎ」の関係からも検討を行った。現代日本における「排除の構造」については、行政の不作為・立法の不作為、当事者の消極性・積極性、らい法制の一人歩きの観 点からから検討された。

研究成果の学術的意義や社会的意義 ハンセン病(らい)問題の根本を学際的なアプローチ(法学、歴史学、社会学)により検討を試みた。らい法制に対する入所者の「語り」と療養所内の「一次資料」を積極的に分析し、ある程度、その結果を示すことができたと考える。

具体的には、戦前から連続してきたわが国の「排除の構造」について、医学水準とらい法制の変遷を確認しつつ分析結果を発信した。ただし、想像以上にに療養所入所者の生活歴が様々であり、また、関連訴訟の提訴、ハ ンセン病問題が深く関係する障害者等に対する優生保護法適用に関わる国家賠償訴訟が提訴により、さらなる本 研究の継続が必要となった。

研究成果の概要(英文): This research was approached by three people in different positions. We examined the views of those who were Hansen's disease patientst and those of medical workers. In particular, we analyzed the "narrative" of the residents of the leprosy law system and the "primary data" in the sanatorium. The differences between the legal solution and thoughts of residents were considered separately before the war, during the war, and after the war. We also examined the relationship between the era of incurable, the era of treatment, the era of dilemma, the era of radical cure, and the "crossing" of each law. As for "the structure of exclusion" in Japan, the results of examination were presented from the viewpoints of administrative omission and legislative omission, reluctance and positiveness of Hansen's disease patients, walking alone of leprosy law system.

研究分野: 社会保障法

キーワード: らい法制 らい(ハンセン病)療養所・病院 療養所入所者 看護婦 排除の構造 岩下壮一 後藤静香 ライフヒストリー

## 1.研究開始当初の背景

- (1)わが国の「らい予防法」など「らい法制」は、らい(ハンセン病)患者(時代背景を考慮し病名を使用することをご了承願いたい)らを、長年にわたり強制的にらい(ハンセン病)療養所に入所させ続けるという人権侵害を継続してきた。熊本地方裁判所は、わが国の行政・立法が「らい法制」を継続し、隔離政策を継続してきたことに対して違法と判断した。この「ハンセン病国家賠償訴訟判決」(平成13年5月11日、判時1748号30頁、判夕1070号151頁)は、過去の「らい法制」にかかわる行政裁量(医学水準の把握の不適切さや法改廃についての内閣提出案の不提出という不作為)を違法とし、また、行政裁量よりも幅広いとされる「らい法制」の改廃にかかわる立法裁量も違法とし、患者であった者らの人間回復に大きな役割を果たす判決になった。
- (2)研究代表者にとってのハンセン病問題とは、当初は、司法判断による「らい法制」に対する「侵害」面と、「給付」面からみる行政裁量・立法裁量の否定のみに興味があった。しかし、療養所入所者であった者、つまり、「らい法制」が適用された者のすべてが原告とならなかったことに他の争訟との相違を感じるなど、司法判断よりも範囲を広めてこの問題に興味を持つに至った。具体的には、療養所入所者らの間でも、また入所者と退所者との間でも、長年の「らい法制」の違憲・違法性を法廷闘争に持ち込むことに温度差が生じていたことを知った。療養所入所者らには、「らい法制」に対する解釈や運用の捉え方に相違があったことになる。それらを念頭に、戦後の現憲法下においても再形成される、らい(ハンセン病)患者らへの「社会的排除」と、社会保障法制下の「制度的排除」が生じた原因解明の必要性を重視した。

#### 2.研究の目的

- (1)まず、療養所入所者らの目線になりつつも戦後の時代背景を捉え、「らい法制」と「社会保障法制」の変遷を確認し、患者らが戦後の「らい法制」の位置づけを、その時代、その時代でいかに捉えていたか解明することを目的とした。
- (2)次に、「不治の時代」から「治療可能な時代」をまたいだらい(ハンセン病)について、当時の療養所入所者らの生活変化を捉え、刻々と進歩する治療法と「らい法制」が一人歩きしつつ後追いする間にあるタイムラグを把握・検証し、今後の排除のない社会保障法制の発達のためにも「療養所入所者からみたハンセン病(らい)法制史」を編むことを目的とした。

# 3.研究の方法

- (1)国立ハンセン病療養所・私立らい病院などへの訪問調査を中心にして、「らい法制」の立法過程や変遷の把握のための一次資料の収集・整理を行った。
- (2)療養所における隔離(監禁)主義と治療(解放)主義の共存下における入所者の生活歴 把握のために、療養所入所者らに聞き取り調査を行った。必要に応じてハンセン病医療関係者 への聞き取り調査も行った。

# 4.研究成果

- (1)研究代表者(和田・法学)は、「療養所入所者にとっての『ジレンマの時代』、「私立らい(ハンセン病)病院における患者と看護婦の生活実態」「看護婦からみたハンセン病(らい)療養所の生活実態」「らい法制に対する法的判断」「戦後のらい法制とは何であったのか」等を中心にして、療養所入所者らの思いを念頭に置き、それらの者の時代別の医学水準の変化と「らい法制」の捉え方の変化、社会保障法制の変遷と療養所入所者らの生活保障・実態を把握し、「連続性」のある社会的排除、制度的排除も含めた「排除の構造」に迫った。
- (2)また、学際的なアプローチを試みた結果、研究分担者(平田・歴史学)は、らい(ハンセン病)問題にかかわってきた各人物の活動を追い続け、この問題について戦前からの「連続性」の核心に迫った。さらに、研究分担者(田原・社会学)は、療養所入所者らのライフ・ヒストリーを丹念に探り、「らい法制」下の療養所入所者らの実際の生活を把握することにより、「療養所も人間の生きる社会」であったことを示した。
- (3)なお、研究代表者・研究分担者らが抱いていた素朴な疑問を解決するためには、戦後の現行憲法下においても継続した侵害的要素の強い「らい法制」と、強制隔離の対象となった療

養所入所者らの、その時代、その時代の生活状況、そして、「らい法制」を含むわが国の国民の生活保障を担う社会保障法制(「らい法制」を旧来の保護と捉えるか、侵害法制と捉えるか、あるいは給付法制と捉えるか)の発達を、時代別に相互に確認していく必要があると考えていた。そして、各資料の分析や聞き取り調査により一定の研究成果を得て、各論文、報告集にまとめ研究成果を発信することができたと考えている。最後に、らい(ハンセン病)問題を核とした優生思想の連続性も含めて、さらなる研究の継続が必要になったことを痛感した。

研究成果は、報告集「療養所入所者からみたハンセン病(らい)法制史」としてまとめた。 詳細はそれらを参照されたい。

## 5 . 主な発表論文等

#### [雑誌論文](計 10 件)

<u>和田謙一郎(単)らい予防法と社会保障法制の関係についての一考察、四天王寺大学大学院研究論集、査読有、第10号、pp.5971、2016</u>

和田謙一郎(単) 可治の時代に移行する前後のハンセン病と社会保障法制に関する考察、 平成28年度四天王寺大学紀要・人文社会学部、査読有、第62号、pp.41 59、2016

https://shitennojiuniversity.repo.nii.ac.jp

<u>和田謙一郎</u>(単) 司法判断からみるハンセン病問題、四天王寺大学大学院研究論集、査読有、第 11 号、pp.53 79、2017

https://shitennojiuniversity.repo.nii.ac.jp

和田謙一郎(単) 看護婦からみたハンセン病(らい)療養所の生活実態、四天王寺大学大学院研究論集、査読有、第12号、pp.67 92、2018

https://shitennojiuniversity.repo.nii.ac.jp

和田謙一郎(単) 私立らい(ハンセン病)病院における患者と看護婦の生活実態、平成30年度四天王寺大学紀要・人文社会学部、査読有、第67号、pp.7 32、2019

https://shitennojiuniversity.repo.nii.ac.jp

<u>平田勝政</u>(単) 神山復生病院所蔵のハンセン病関係新聞記事目録 - 朝日新聞を中心に - 、 長崎大学教育学部教育実践総合センター紀要、第 16 号、pp.388 400、2017

www.lb.nagasaki-u.ac.jp/siryo-search/kiyo

<u>平田勝政</u>(単) 岩下壮一とハンセン病 - 祖国浄化論の検討 - 、長崎大学教育学部紀要 - 教育科学 - 、第82号、pp.73 85、2018

naosite.lb.nagasaki-u.ac.jp

<u>平田勝政</u>(単) 後藤静香とハンセン病、長崎大学教育学部紀要 - 教育科学 - 、第83号、pp.153 166、2019

naosite.lb.nagasaki-u.ac.jp

田原範子(単) ハンセン病の現在 - 新聞記事データベースを利用した内容分析、四天王寺大学紀要・人文社会学部、査読有、第62号、pp.397-426、2016

https://shitennojiuniversity.repo.nii.ac.jp

田原範子(単)療養所も人間の生きる社会 - 滝田十和男さんのライフヒストリー(1) - 、四天王寺大学大学院研究論集、査読有、第12号、pp.49 66、2018

https://shitennojiuniversity.repo.nii.ac.jp

# [学会発表](計 3 件)https://shitennojiuniversity.repo.nii.ac.jp

平田勝政(単) 岩下壮一とハンセン病 - 祖国浄化論の検討 - 、社会事業史学会第 45 回大会、2017

平田勝政(単)後藤静香とハンセン病、社会事業史学会第46回大会、2018

田原範子(分科会代表者) 金貴粉、山本須美子、桜木真理子、隔離を超えるモビリティー 逃亡・脱走、旅、文芸活動(田原範子担当)【分科会6】『ハンセン病者・回復者の実践と 共生—victimhoodを超えるcitizenshipの構築』、日本文化人類学会第52回研究大会、2018

# [図書](計1件)

和田謙一郎(単) 晃洋書房、戦後らい法制の検証、2017、200

# [その他](計1件)

<u>和田謙一郎、平田勝政、田原範子</u>、発行協力晃洋書房、報告集、療養所入所者からみた八 ンセン病(らい)法制史、2019、215

#### 6. 研究組織

# (1)研究分担者

研究分担者氏名:平田勝政

ローマ字氏名: HIRATA Katsumasa

所属研究機関名:長崎大学

部局名:教育学部

職名:教授

研究者番号 (8桁): 10218779

(2)研究分担者

研究分担者氏名:田原範子

ローマ字氏名: TAHARA Noriko 所属研究機関名: 四天王寺大学

部局名:人文社会学部

職名:教授

研究者番号(8桁):70310711

(3)研究協力者

研究協力者氏名:慎英弘 ローマ字氏名:SHIN Yonhon 研究協力者氏名:近藤祐昭 ローマ字氏名:KONDO Yusho 研究協力者氏名:川西健登

ローマ字氏名: KAWANISHI Taketo

研究協力者氏名:森下裕子

ローマ字氏名: MORISHITA Hiroko

研究協力者氏名:高井惠之 ローマ字氏名:TAKAI Satoshi 研究協力者氏名:西浦直子 ローマ字氏名:NISIURA Naoko 研究協力者氏名:駒林明代

ローマ字氏名: KOMABAYASHI Akeyo

研究協力者氏名:田村朋久

ローマ字氏名: TAMURA Tomohisa

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。